

# 複合的制度の存立様態

－ 多元的制度論の試み（5）－

村 上 直 樹

**要旨：**前号で指摘したように、複数の制度体が相互に関連し合っ全体社会というシステムを構成することはない。社会システム論が想定する全体社会というシステムは、実体としては存在しないものである。ただ、複数の制度の集まりが、国家、司法制度、民主主義、封建制、資本主義、社会主義といった一つの「大きな」制度として存在することがあるのは我々も認める。複数の制度からなるこうした「大きな」制度を、多元的制度論では複合的制度と呼ぶ。この複合的制度は、3で指摘するようにシステムではないが、一つの実質的なまとまりである。本稿では、この複合的制度の存立様態がどのようなものであるのかを説明する。

## 1. 多元的な複合的制度

複合的制度の存立様態がどのようなものであるのかを説明するにあたって、まず、国家という例を取り上げることにしたい。最初にここで言う国家とはどのような実体を指すのかを明らかにしておこう。「国家」という言葉は、おおむね次の二つの意味合いで使用されている。一つは、特定の統治権力によって統括された国民と国土の総体としての国家であり、もう一つは、一定地域の住民に対して排他的な権威を持つ統治機構としての国家である。ここで問題にする複合的制度としての国家は、後者の意味での国家である。ただ、この意味での国家もその想定される実質が論者によって異なる場合がある。例えば、国家の実質を官僚機構と考え、行政府の機能をもって国家の機能と考える論者も存在する。行政部の優位が確立している現代において、国家の実質に関するこのような了解は、珍しいものではない。「ヨーロッパの人々は、国家について語るときに公務員組織全体を想起していることがある」（Riggs 1997=2000：44）という指摘もある。しかし、これに対し、「国家」概念は行政部のみならず立法部さらには司法部をも含むうるものであり、国家イコール官僚機構と捉えることは不適切であるという批判もある（内山 1998：9）。この批判はもっともであり、元来国家とりわけ近代以降の国家は、立法部、行政部、司法部の三部門で構成されているというのが通常の理解であった。行政部を担う官僚機構の役割が拡大し、現代の国家がいわゆる行政国家の様相を呈しているのは確かだが、国家を行政部のみに限定してしまうのは問題だろう。ここでは、国家を立法部、行政部、司法部の三部門からなる複合的制度と考えることにしたい。

さて、このような意味での国家、例えば現代日本の国家が、国会、内閣官房、内閣府、財務省、総務省、復興庁、裁判所、日本銀行等々といった制度体からなることは誰しもが認めるだろう。現代日本の国家は、間違いなく複数の制度体からなる複合的制度である。この複合的制度がシステムであるのかどうかという問題は後に論じるとして、ここでまず問題にしたいのは、それが全体として一つの超個人的な主体として存在している（あるいはそのような存在として

人々に了解されている）ということである。現代日本の国家は複数の制度体の単なる寄せ集めではなく、一つの主体である。正確に言えば、立法・行政・司法という国家機能を遂行する一つの主体であり、全体として一つの制度体なのである。つまり、現代日本の国家という複合的の制度は、複合的な制度体なのである。このことは、現代日本の国家に限らず、すべての国家について言えることだろう。

では、複合的の制度はすべて複合的な制度体なのだろうか。答は否である。複合的な制度体ではない複合的の制度も存在する。例えば、プロ野球のペナント・レース。ペナント・レースはリーグの覇権をかけて六球団によって遂行される制度的相互行為である。そして、この制度的相互行為は、年間で四三二行われる（一四四試合制の場合）試合を通して遂行されていく。つまり、ペナント・レースは、複数の試合＝制度的相互行為からなる複合的の制度であり、全体として一つの制度的相互行為として存在している。ペナント・レースは超個人的な一つの主体としては存在していない。ペナント・レースは、複合的な制度体ではない複合的の制度の一つの例である。（同様のことは、トーナメントについても言えるだろう。）

さらにもう一つ国家予算の策定という例を挙げよう。国家予算策定の過程は、様々な主体によって遂行される様々な制度的相互行為が次々と（場合によっては同時進行で）繰り広げられていく過程である。旧大蔵省時代の例で言えば、それは、シーリング設定段階での大蔵省と各省との間における折衝、同じく両者間における概算要求とその査定、その中間時点で行われる大蔵省主計局長・次長と各省次官との間、担当主計官と各省局長との間、あるいは担当主査と各省課長との間におけるヒアリング、査定作業期間中における各省、議員、地方自治体等からの主計局に対する説明と陳情及びそれへの応答、大蔵原案内事後における次官折衝や大臣折衝、衆参両院の予算委員会や本会議における審議等々が繰り広げられていく過程である。そして、これらすべての制度的相互行為の結果をふまえて最終的に国家予算が策定されることになる。国家予算策定の過程は全体として一つの制度的相互行為の過程、国家予算に関する合意の成立という社会的事態を生み出す制度的相互行為の過程とみなすことができる。そして、それは上記のような様々な制度的相互行為からなる複合的な制度的相互行為である。このように、国家予算策定の過程も複合的な制度体ではない複合的の制度の例とみなすことができるのである。

また、複合的な制度体とも複合的な制度的相互行為とも異なる複合的の制度も存在する。複数のルールから構成された複合的なルールがそれである。具体例としては、民法や地方自治法といった法律やスポーツやゲームの規則といったものが挙げられる。これらは、複数のルールから構成されており、全体として一つのルールとして存在している。

さて、複数の制度からなる複合的の制度には、複合的な制度体、複合的な制度的相互行為、複合的なルールの三つが認められることをここまで確認した。ただ、さらに言えば、この三つのいずれにも該当しない複合的の制度も存在する。つまり、全体として制度体とも制度的相互行為ともルールともみなせない複合的の制度が存在するということである。その具体例としては、司法制度や（制度としての）民主主義を挙げることができる。司法制度とは、裁判所、裁判官の任命制度、法曹養成制度、国民の司法参加制度、弁護士制度、法律事務所等々の諸制度からなる複合的の制度であり、一九九九年七月以降司法制度改革審議会で議論されたのもこれらの諸制度の改革である。そして、この司法制度という複合的の制度は全体として制度体としても制度的相互行為としてもルールとしても存在していない。裁判官の任命制度は例えば法曹一元制というルールとして存在するが、司法制度全体はルールではない。また、司法制度全体は国家や

政府のような超個人的な主体としての制度体でもなければ、制度的相互行為でもない。ただ、司法制度には、制度体、制度的相互行為、ルールのいずれもが含まれている。このような複合的制度のことをここでは混合的な制度と呼ぶことにしたい。

民主主義という制度も混合的な制度の一つの例である。ハンティントンは、ある国を民主主義国とみなすか非民主主義国とみなすかの基準として競合的な選挙の有無を挙げている(Huntington 1991=1995:7)。複数政党制と自由選挙制度を民主主義という制度の中核と考えているわけである。民主主義は、この複数政党制と自由選挙制度、さらに議会、内閣、行政組織などからなる複合的制度である。(ちなみにレイブハルトはこれらの諸制度の様態に着目して、民主主義を多数代表型民主主義と合意形成型民主主義に区分している。彼によると、単独内閣、二党制、相対多数代表制、中央集権的政府、一院制などによって構成されるのが多数代表型民主主義であり、連立内閣、多党制、比例代表制、連邦制、二院制などによって構成されるのが合意形成型民主主義である(Lijphart 1999:9-47)。)民主主義という制度はその構成要素の一部を国家や政府と共有している。しかし、民主主義は国家や政府のような制度体ではない。また、選挙においては、有権者、候補者、政党、選挙管理委員会などの間で制度的相互行為が遂行されるが、民主主義全体は制度的相互行為として存在しているわけでもない。さらに民主主義は複合的なルールでもない。民主主義も司法制度と同様に混合的な制度である。

社会システム論においては、国家も予算編成も司法制度も制度としての民主主義もすべて複数の制度から構成されたシステムとして一元的に理解されるだろう。しかし、以上に指摘してきたように、複合的制度は多様な存在形態を持っている。複合的制度も制度体、制度的相互行為、ルール、混合的な制度のいずれかの存在形態を持つ多元的な存在である。

## 2. 設計された複合的制度と見出された複合的制度

複合的制度が複合的な制度体、複合的な制度的相互行為、複合的なルール、混合的な制度に区分されることは前章で述べたが、さらに複合的制度を分類するもう一つの軸が存在する。それは、その複合的制度が設計されたものかどうかという軸である。複合的制度が設計されているということは、その複合的制度をどのような制度によって構成するのかということが特定の主体によって考えられており、また、その構成要素となる制度のデザインやスクリプトもその主体によって案出されているということである。(なお、言うまでもなく、その創設後に設計された複合的制度の構成が変更されたり、構成要素となっている諸制度に手加えられるといったこともしばしば観察される。)そして、前章で取り上げた複合的制度はすべてこのような設計された複合的制度である。

しかし、複合的制度には、設計されていないものも存在する。その代表的な例として資本主義を挙げることができるだろう。(制度としての資本主義を問題にするわけだから「資本制」という言葉の方が適切かもしれないが、ここでは慣例に従って「資本主義」という言葉をそのまま使うことにする。)資本主義とは、「資本の無限の増殖を目的とし、利潤を永続的に追求していく経済活動の総称」(岩井 2000:65)であるとされる。資本とは、「無限に自己増殖しようとする貨幣」(岩井 1985:49)であり、その自己増殖のためには利潤が生み出されなければならない。その利潤のたえざる獲得を追求していく経済活動の総体が資本主義というわけである。そして、本稿の枠組みで言えば、資本主義とは、その過程において利潤を生み出し資本の

増殖を実現していく、様々な業種の企業、金融機関、自営業者、農業経営体（個別経営体と組織経営体）、労働者、消費者、投資家等の中で遂行される複合的な制度的相互行為ということになるだろう。この複合的な制度的相互行為を構成しているのは、様々な商品の取引、労働力の売買、不動産の取引、株式や債券等の取引、貸し付けといった制度的相互行為である。なお、商品の生産は資本主義という複合的な制度的相互行為が遂行されるにあたっての前提ではあるが、資本主義の直接的な構成要素ではない。なぜなら、商品の生産そのものは利潤を生み出さないからである。（そもそも「どのような商品も貨幣と直接に交換されなければ価値として実現しえない」（岩井 1993：8-9）。）

このような資本主義という複合的制度が初めて西ヨーロッパで生起するには、その前提として（資本主義の直接的な構成要素ではない制度も含めた）様々な制度が前もって成立しなければならなかった。具体的には、一般的な交換手段としての貨幣と商品が交換される商品交換、私的所有権を認めるルール、契約を保護するルール、土地の商品化を認めるルール、職業選択の自由を保障するルール、移住の自由を保障するルール、株式会社という制度体、株式会社の前提となる法人という存在を認めるルール、営業の自由を保障するルール（特定の業種へのエントリーを自由化するルール）などが成立しなければならなかった。そして、こうした諸制度はもともと資本主義を生み出す意図をもって形成されたわけではない。これらは資本主義を生起させるために特定の主体によって考え出されたものではないし、資本主義全体の構成も特定の主体によって案出されたものではない。資本主義は、「最初に誰かが、こういうふうにしてやろうと設計したものではない。みんなで勝手にやっているうちに、二百年三百年かかってだんだんできあがっていった」（橋爪 1994：23）ものである。「もし誰かがあらかじめ設計したものだったら、システムに最初から「資本主義」という名前を与えていたはず」（橋爪 1994：23）だが、実際にはそうではなかった。資本主義は誰かによって設計された複合的制度ではなく、観察者によって見出された複合的制度である。様々な商品の取引、労働力の売買、不動産の取引、株式や債券等の取引、貸し付けといった無数の制度的相互行為が資本の無限の増殖をもたらす複合的制度を構成していることがマルクスをはじめとする観察者によって見出され、それが記述されることによって資本主義の存在は広く認知されるようになったのである。

資本主義は、見出された複合的制度の代表的な例だが、さらに他の例も挙げよう。周知のように『共産党宣言』、『フランスにおける内乱』、『国家と革命』といったテキストに記されたマルクス主義の国家理論は、国家を抑圧のための装置——剰余価値強奪の過程に労働者階級を従わせるための抑圧装置——と考えた。これに対し、アルチュセールは、この見解の妥当性を基本的には支持しつつも、さらに「国家の（抑圧）装置の傍に存在するが、しかし国家装置とは異なったまた別の現実を考慮に入れることがぜひとも必要である」（Althusser 1970=1975：34）と主張した。その現実とは、教会、学校、家族、政党、組合、情報産業といった諸制度からなる国家のイデオロギー装置（appareils idéologiques d'Etat）である。教会、学校、家族、政党、組合、情報産業といった諸制度は通常国家を構成するとは考えられていないが、アルチュセールはこうした《私的》な諸制度も国家装置として機能しうることを主張するグラムシの議論を受け継いで（Althusser 1970=1975：36）、これらを国家のイデオロギー装置とみなす理論を展開した。

アルチュセールの理論の焦点となっているのは、生産の諸条件の再生産と国家のイデオロギー装置との関係である。アルチュセールによると、国家のイデオロギー装置は、生産の諸条件の

再生産を保障する。生産の諸条件の再生産は、生産諸力の再生産と生産諸関係の再生産とに分けられ（Althusser 1970=1975：16）、さらに生産諸力の再生産は生産諸手段の再生産と労働力の再生産とに分けられる（Althusser 1970=1975：23）。正確に言えば、国家のイデオロギー装置が保障するのは、この中でも労働力の再生産と生産諸関係の再生産である。その保障の仕方を学校における過程を例にとりて要約すると次のようになる。

まず、有効な労働力を再生産するには、労働力にその再生産の物質的諸条件を与えるだけでは十分ではない。複雑な生産過程に投入される労働力はそれに応じた《技能》を持たなければならない。その《技能》の再生産はもちろん現場でも行われるが、次第に資本主義的学校制度やそれ以外の諸制度の中でも行われるようになってきている。この意味においても学校は労働力の再生産を保障するわけだが、それよりも大事なものは、労働力の既成秩序の諸規則に対する服従の再生産、すなわち労働者に向けられた支配的なイデオロギーに対する労働力の服従の再生産を、学校が保障するということである。人々は、学校において、職業のあらゆる担い手が将来において占めるべく予定されている地位に応じて守らねばならない礼儀作法の規則、道徳と市民的職業的良心の規則、社会的—技術的分業を尊重する規則、そして階級支配によって確立された秩序の規則を学ぶ。それは、取りも直さず労働力の支配的イデオロギーに対する服従が再生産されるということである。学校は、支配的イデオロギーへの服従と《技能》を再生産することによって、（有効な）労働力の再生産を保障しているのである（Althusser 1970=1975：20-23）。

また、学校は生産諸関係、すなわち資本主義的搾取の諸関係の再生産も保障している。学校はあらゆる階級の子供たちを収容しているが、当然のことながらこの子供たちは同じ道のりを歩むわけではない。小学校から高等教育に至る過程において、ある者たちは早い時期において脱落し労働者や小農民となり、ある者たちは学業を継続して下級・中級の事務職員や役人などの地位につき、一部の者たちは、搾取の代理人（資本家、支配人）や抑圧の代理人（軍人、政治家、行政官等々）やイデオロギーの専門家（あらゆる種類の《聖職者》）に落ち着く。そして、学校は、このそれぞれの集団にそれに適したイデオロギー——被搾取者の役割、搾取の代理人の役割、抑圧の代理人の役割、イデオロギーの専門家の役割のそれぞれに適したイデオロギー——を注入している。学校はそのことを通して生産諸関係の再生産を保障しているのである（Althusser 1970=1975：48-49）。

アルチュセールによると、生産の諸条件の再生産において中核的な役割を果たしてきたのは、中世においては教会—家族のペアであり、近代においては学校—家族のペアである（Althusser 1970=1975：43-51）。ただ、教会、学校、家族に限らず、政党、組合、情報産業といった諸制度も生産の諸条件の再生産を保障するためにイデオロギー的に機能してきている。そして、この共に《イデオロギー的に機能する》ということが、教会、学校、家族、政党、組合、情報産業といった諸制度を国家のイデオロギー装置として統一している。「複数の国家のイデオロギー装置を全体として構成する統一性は直接目に見えはしない」（Althusser 1970=1975：35）。ただ、「国家のイデオロギー装置が圧倒的に優勢な仕方イデオロギー的に《機能する》とすれば、国家のイデオロギー装置の多様性を統一するものは、この機能作用自体」（Althusser 1970=1975：38）なのである。

複数の諸制度からなる国家のイデオロギー装置は、一つの超個人的な主体として経験的世界において生産の諸条件の再生産という機能を果たしている。国家のイデオロギー装置は複合的

な制度体である。ただ、この制度体は、誰かによって設計されたわけではない。教会、学校、家族、政党、組合、情報産業を構成要素とする国家のイデオロギー装置のデザインを作成した者は存在しない。国家のイデオロギー装置はアルチュセールによって見出された複合的制度である。

国家のイデオロギー装置は、アルチュセールが一九六〇年代に見出した複合的制度であるが、次に比較的最近見出された複合的制度の例を挙げよう。一九九〇年代中頃行財政改革が叫ばれる中、猪瀬直樹は、丹念なデータ分析、インタビュー、現地調査によって財政投融资、特殊法人、公益法人といった諸制度の実態を明らかにしていく過程で、「官営コングロマリット」（猪瀬 1999 b : 178）とでも言うべき複合的制度を見出した。この官営コングロマリットは、中央省庁所管の特殊法人、認可法人、公益法人（社団法人や財団法人）、特殊法人が出資している株式会社、特殊法人が設立した社団法人や互助会のような財団法人、特殊法人の互助会が資産を提供している財団法人や出資している株式会社、社団法人や財団法人が出資している株式会社などからなる。猪瀬の表現によると、これらの諸制度体は「複雑に絡み合い地下茎のように自己増殖している」（猪瀬 1997 : 239）。

また、各中央省庁の下に形成された官営コングロマリットは、以下のような機能を果たしている。まず挙げられるのは、各中央省庁の天下り先としての機能である。各中央省庁はそれぞれの縄張りとしての官営コングロマリットを持ち、キャリアからノンキャリアにいたるまでの天下り先に行っている（猪瀬 1999 b : 180）。二番目に挙げられるのは、民業を圧迫するという機能である。例えば、高速道路の建設は様々な仕事を派生させるが、最近までは、官営コングロマリットが様々な特権を得ていたため、民間はその仕事に参入できない、あるいは非常に不利な形でしか参入できないようになっていた（猪瀬 1997 : 102-113）。また、官営コングロマリットが経営している公共の宿、ホテル、結婚式場などが民間を圧迫しているということもある。これらは、財政投融资からの資金や補助金を使って格安の値段でサービスを提供できるので、民間は太刀打ちできないのである（猪瀬 1999 b : 186）。そして、三番目に挙げられるのは、国家財政の状況を悪化させるという機能である。例えば、かつての道路公団は「財投からの借金に喘ぎ、このままいくと利払いのため国民の税金をどんどん食いつぶすしかない状態」（猪瀬 1997 : 96）だった。さらに、国家財政の状況を悪化させるのは、かつての道路公団のような特殊法人だけではない。特殊法人と同じく官営コングロマリットを構成している社団法人と財団法人も「税金を主食とするバクテリア」（猪瀬 1999 a : 11）である。

以上が官営コングロマリットの機能である。官営コングロマリットは、「補助金漬けで、天下りの素地となり、民業を圧迫し、寄生虫のように国家財政を喰い荒らしている」（猪瀬 1997 : 239）のである。そして、このような機能を持つ官営コングロマリットは、国家のように設計された複合的な制度体ではない。官営コングロマリットを構成する個々の特殊法人や公益法人のデザインは前もって設計されているかもしれないが、官営コングロマリット全体の構成は前もって設計されているわけではない。官営コングロマリットも見出された複合的制度の一つである。

ところで設計された複合的制度と見出された複合的制度の間には、まだ言及していない決定的な違いが存在する。それは、この二つが異なる存在の条件を持っているということである。設計された複合的制度の場合は、その全体的な構成と要素的制度のデザインやスクリプトが作成され、実際に個々の要素的制度が生成した時点で、その複合的制度は存在するようになった

と言える。このことは、人々がその複合的制度の構成や要素的制度のデザインやスクリプトを知っているかどうかに関わらず、あるいは要素的制度が生成したことを知っているかどうかに関わらず言えることである。見出された複合的制度の場合はそうではない。国家のイデオロギー装置の例で言えば、この複合的制度はアルチュセールが見出すまで存在していたとは言えない。もちろん、個々の教会、学校、家族、政党、組合、情報産業などは存在していたであろう。しかし、それらから構成される国家のイデオロギー装置はアルチュセールによって見出されるまで存在していなかったのである。(国家のイデオロギー装置を見出した後のアルチュセール及びアルチュセールの理論を受け入れた人々にとっては、国家のイデオロギー装置は中世から存在していることになるわけだが。)では、見出された複合的制度が存在するようになるということはどのようなことなのだろうか。

設計されていない複合的制度を見出すということは、複数の制度群が表向きの機能とは異なる機能(一つだけではなく複数の場合が多い)を共同で果たしていると認知し、それらの制度群を一つのまとまりとみなすということである。そして、このように見出されることによって初めてその複合的制度は存在するようになる。アルチュセールが、教会、学校、家族、政党、組合、情報産業といった諸制度が、表向きの機能とは異なる機能——労働力と生産諸関係の再生産を保障するという機能——を共同で果たしていると認知し、これらの諸制度を国家のイデオロギー装置という一つのまとまりであるとみなした時に、国家のイデオロギー装置は初めて存在するようになったのである。なお、存在するといっても最初はそれを見出した人に対してだけである。国家のイデオロギー装置も最初はアルチュセールに対してだけ存在したのである。ただし、特定の制度群を一つのまとまり＝複合的制度とみなす考え方(理論)が、他の人々に受け入れられるようになると、そうした人々に対してもその複合的制度は存在するようになっていく。

設計された複合的制度は、それに関する観察者の認識とは無関係に自足的に存在する。これに対し、見出された複合的制度が存在するかどうかは、観察者の認識にかかっており、その存在は観察者の意識の地平におけるそれである。よって、特定の制度群が表向きの機能とは異なる機能を共同で果たしており複合的制度として存在しているという考え方が誰にでも受け入れられるようになれば、その見出された複合的制度は誰にでも存在するようになるが、その考え方がまったく受け入れられなければその見出された複合的制度は一般的にはほとんど存在しないことになる。本章で挙げた例に関して言えば、資本主義は、誰にでもとは言わないまでも非常に多くの人々に対して存在している複合的制度であり、国家のイデオロギー装置と官営コングロマリットは、ごく限られた人々に対してしか存在していない複合的制度である。

さて、前章で呈示した区分に、設計された／見出されたという区分をつけ加えると、複合的制度は次のように類型区分されることになる。

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| A：設計された複合的な制度体     | B：見出された複合的な制度体     |
| C：設計された複合的な制度的相互行為 | D：見出された複合的な制度的相互行為 |
| E：設計された複合的なルール     | F：見出された複合的なルール     |
| G：設計された混合的な制度      | H：見出された混合的な制度      |

この類型区分の中のAには、例えば国家が、Bには、例えば国家のイデオロギー装置や官営コングロマリットが、Cには、例えば国家予算策定の過程やペナント・レースやトーナメントが、Dには、例えば資本主義が、Eには、例えば相互補完の関係にある複数の条文によって

構成された様々な法律が、Gには、例えば司法制度や民主主義がそれぞれ該当すると言えるだろう。（なお、FとHに該当する具体例は今のところ思い浮かばない。また、Dには、例えば資本主義が該当するとしたが、ここで言う資本主義とは西ヨーロッパで生じたような自生的な資本主義のことである。資本主義にはこの他にCに該当するような設計された資本主義も存在する。）

### 3. 複合的制度はシステムか

複合的制度は、いわば「大きな」制度であるが、社会システム論が考えるような全体社会に比べれば、小さなまとまりである。すなわち複合的制度を構成する制度の数は、全体社会を構成するとみなされている制度の数よりもずっと少ない。そこから、複合的制度は、諸制度が緊密に相互関連したシステムとして構成されているというイメージをもたれるかもしれない。事実、経済学の比較制度分析は、資本主義という複合的制度を複数の制度によって構成された経済システムとみなしている（青木・奥野 1996：1-2）。また、実際に、複合的制度においては、それを構成する諸制度の間に様々な連関が観察される。例えば、現代日本の国家においては、内閣による中央省庁の指揮・監督、内閣府による内閣官房の機能の補完、予算編成時における財務省と各中央省庁との間の協議、裁判所と検察庁との間の人的交流（判検交流）といった様々な連関が観察されるし、資本主義においても、それを構成する商品の取引、株式や債券等の取引、貸し付けといった制度的相互行為が相互に関連する場合がある。

しかし、複合的制度を構成するすべての諸制度が相互に関連するといったことは通常はあり得ない。例えば、日本におけるすべての取引＝商品交換が、相互に関連し合うということはない。複合的制度が複数の制度から構成された実質的なまとまりであるのは、それが互いに関連し合う複数の制度から構成されたシステムであるからではない。複数の制度が複合的制度を構成するのは、それらが相互に関連しているからではなく、それらが共同で特定の機能（一つだけではなく複数の場合が多い）を果たしているからである。設計された複合的制度的場合は、複数の制度があらかじめ設定された機能を共同で果たしているし、見出された複合的制度的場合は、複数の制度が表向きの機能とは異なる機能を共同で果たしている。

これまでシステムとして把握されることが多かった制度体がシステムではないことは、本誌二〇号で述べた。また、全体社会というシステムの存在は、三一号で否定した。そして、上記のように本稿では複合的制度もシステムとはみなさない。「システムという考え方は、およそ自然、人為を問わず、あらゆる領域に適用が可能な「魔法の概念」である」（村上（陽） 2001：71）と考えられているが、制度や社会といった領域には適用できないというのが多元的制度論の基本的な立場である。

#### [文献]

- Althusser, L. 1970 “Idéologie et appareils idéologiques d’Etat”, *La Pensée*, 151, juin, =1975 西川長夫訳  
「イデオロギーと国家のイデオロギー装置」『国家とイデオロギー』福村出版  
青木昌彦・奥野正寛編著 1996『経済システムの比較制度分析』東京大学出版会  
橋爪大三郎 1994「資本主義再入門」『広告批評』172：15-39

- Huntington, S. P. 1991 *The Third Wave*, University of Oklahoma Press. = 1995 坪郷實・中道寿一・藪野祐三訳『第三の波』三嶺書房
- 猪瀬直樹 1997『日本国の研究』文藝春秋
- 猪瀬直樹 1999 a『続・日本国の研究』文藝春秋
- 猪瀬直樹 1999 b「「出口」=特殊法人問題を見逃すな」小泉純一郎・松沢しげふみ編『郵政民営化論』PHP 研究所
- 岩井克人 1985『ヴェニス商人の資本論』筑摩書房
- 岩井克人 1993『貨幣論』筑摩書房
- 岩井克人 2000『二十一世紀の資本主義論』筑摩書房
- Lijphart, A. 1999 *Patterns of Democracy*, Yale University Press.
- 村上陽一郎 2001「システム科学瞥見」『現代思想』2月臨時増刊：65-71
- Riggs, F. W. 1997 “Presidentialism and Parliamentarism”, *International Political Science Review*, 18 (3). = 2000 工藤裕子訳「大統領制と議院内閣制」岩崎正洋・工藤裕子・佐川泰弘・B. サンジャック・J. ラボンス編『民主主義の国際比較』一藝社
- 内山 融 1998『現代日本の国家と市場』東京大学出版会